

# 市営墓地を水戸市へ返還する手続きについて

以下の手順で、手続きを進めてください。

## 1. 遺骨を別の墓地へ移動する

遺骨を別の墓地へ移動させることを改葬と言います。改葬するためには遺骨が埋蔵されている市町村から**改葬許可証**の交付を受ける必要があります。

### ■ 改葬のながれ ■

- ①**改葬許可申請書**を水戸市衛生事業課へ提出する。
  - ◇改葬許可申請書は遺骨 1 体につき 1 枚です。
  - ◇「墓地又は納骨堂管理者」には何も書かないでください。
  - ◇手続きの際に、改葬日(遺骨を取り出す日)をお伝えください。
- ② **改葬許可証**の交付を受ける。
- ③ 遺骨を改葬する際に、**改葬先の墓地管理者等へ改葬許可証を提出する。**

### **\* 重 要 \***

墓籍簿に埋蔵者の記録がないものについては改葬許可証が交付されないことがあります。その場合、別途埋蔵者の記録に関する手続きが必要になります。

## 2. 墓地を更地に戻す

工事請負業者とご相談のうえ手続きをしてください。詳しくは別紙「**墓地内工事施行注意事項**」の内容をご覧ください。（この手続きは、「**1. 遺骨を別の墓地へ移動する**」の手続きが完了した後に行ってください。）

墓地内の工事については**浜見台霊園事務所**へお問合せください。

### 浜見台霊園事務所

〒310-0901 水戸市田野町1800-1

電話番号 029-229-8143

## 3. 墓地を返還する

遺骨を移し、墓地内を更地に戻した後に**墓地返還届**を水戸市衛生事業課へ提出してください。

なお、墓地を返還するうえで次のことをご了承ください。

- 墓地管理料は、使用が1年に満たない場合でも1年分お支払いしていただきます。（納入通知書の発送は6月です。）
- 納めていただいた使用料・管理料は還付いたしません。

● お 問 合 せ ●

### 水戸市生活環境部衛生事業課

〒310-8610

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市役所本庁舎 3階

電話番号 029-232-9160